

別紙（第5条関係） 事前協議審査項目

| | |
|---------|---|
| 1 事業計画 | <p>(1) 事業計画が一般廃棄物の減量化・資源化に資する事業であること。</p> <p>(2) 事業計画が堺市の一般廃棄物処理計画に適合していること。</p> <p>(3) 廃棄物処理後物が再生利用又は再生利用の原材料として確実に利活用できること。</p> <p>(4) 処理残渣物が適正に処理できること。</p> |
| 2 立地環境 | <p>(1) 次の区域は、申請区域に含まないものとする。</p> <p>ア 計画区域が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域に含まれてないこと。</p> <p>イ 計画区域が都市計画法に規定する住居系地域、商業系地域（事業内容等から市長が特に認める場合は除く。）に含まれていないこと。</p> <p>ウ その他土地利用計画、都市施設整備計画等から一般廃棄物を処理する用地として不適当と認める区域</p> <p>(2) 計画区域が市街化調整区域等において建築物や工作物など土地利用するうえで他法令等の制限がある場合は、規制の解除又は許可が受けられることが確実なこと。</p> <p>(3) 計画区域の100m以内に学校、保健・医療・福祉施設、図書館、公園その他これらに類する施設及び住宅密集地域が存在する場合（工業専用地域又は幹線道路を超える場合は除く。）は、主要施設（廃棄物保管施設も含む。）が密閉倉庫型の建築物内に設置されている等、環境保全上適切な措置が講じられていること。</p> <p>(4) 廃棄物の搬出入口が面する道路は、搬出入車両に対する十分な幅員が確保できていること。</p> <p>(5) 車両の通行による振動、粉じんの発生が抑制できること。</p> |
| 3 使用権限 | <p>事業に供する土地、施設の所有権を有すること、又は所有権者から書面による使用の承諾を得られること。</p> |
| 4 施設基準 | <p>(1) 事業に支障のない有効面積が確保できること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設が第9条第1号の基準に適合すること。</p> <p>(3) 処理施設は固定式とし、移動式でないこと。ただし、他の施設と組み合わせることにより資源化を目的とした処理と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 保管施設を設置する場合は、省令第2条の4第1号イ(3)の基準に適合する施設であること。</p> |
| 5 関係法令等 | <p>関係法令等に関する協議が完了し、又は完了する見込みがあること。</p> |